

平成28年6月

測量・調査・設計における
四日市市内受任者の認定を希望される事業者の方へ

測量・調査・設計における四日市市内受任者の認定基準要領の改正について

四日市市では、測量等の一般競争入札参加資格における「市内受任者」の適正な運用のために、平成21年度から「測量・調査・設計における四日市市内受任者の認定基準要領」を定め、当該認定基準に定める要件を満たす支社等を「市内受任者」として認定しているところです。

今回、これまで実施してきた認定状況を踏まえ、市内受任者認定の要件について、さらに具体的かつ明確にするために認定基準を見直すとともに、認定後についても、毎年1月頃に継続調査を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、初回の継続調査は平成29年1月に予定しておりますが、それまでの間に落札候補者となった方については、下記のとおり、参加資格の審査時に継続調査を行います。

※四日市市上下水道局の入札案件についても、「測量・調査・設計における四日市市内受任者の認定基準要領」を準用し、下記の通り継続調査を行います。

記

1. 参加資格の審査時に実施する継続調査の対象者について

- (1) 対象案件
 - ・測量・調査・設計における事後審査型一般競争入札で「市内受任者」の住所要件が設定されているもの
- (2) 対象者
 - ・上記の対象案件で落札候補者となった者のうち、市内受任者の者

2. 提出方法について

対象となる落札候補者は、下記の書類を期限内に管理部総務課まで提出してください。

- (1) 提出書類
 - ①【様式】事務所に係る調査票（継続調査用）
 - ②直近1ヵ月分の常勤職員の勤務日数、勤務時間の記録（タイムカード・出勤簿等）の写し

※様式は次頁の上下水道局のものを使用してください。
- (2) 提出期限
 - ・原則として、開札の日から3営業日以内
 - 例：4月8日（金）開札の場合は、4月13日（水）まで

3. 継続調査について

調査票が未提出の場合や継続調査によって当該事務所の責任者の常勤が確認できない場合は、市内受任者の認定は取り消しとなり、当該入札の参加資格が無くなるため、失格となります。なお、常勤とは、概ね週7日間のうち3日以上かつ30時間以上、当該事務所に勤務していることとします。

※参考資料：「測量・調査・設計における四日市市内受任者の認定基準要領」（改正後）
以上

事務所に係る調査票（継続調査用）

年 月 日

(宛先) 四日市市上下水道事業管理者

次のとおり、事務所の状況を報告します。

所在地
商号・名称
【責任者】役職・氏名

印

	職員氏名	役職	職種	通勤方法	勤務形態	備考
常勤の職員	【責任者】					

【備考】

- 1 役職は、「支店長」「営業所長」等を記入し、役職のない方は未記入としてください。
- 2 職種は、「事務」「技術」「その他」のいずれかを記入し、「技術」と記入した場合は、備考に専門部門を、「その他」と記入した場合は、具体的に仕事内容を記入してください。
- 3 通勤方法は、「電車」「車」「徒歩」等により記入してください。
- 4 5名以上いる場合は、確実に常勤できる者を5名まで記載してください。
- 5 勤務形態には、「常勤」「非常勤」のいずれかを記載してください。なお、「常勤」とは、概ね週7日間のうち3日以上かつ30時間以上当該事務所に勤務していることとし、「非常勤」はそれ以外の勤務日数・時間とします。
- 6 必要に応じて、事務所を訪問し、現場の確認又は聴き取り等を行う場合があります。

【添付資料】

- 1 直近1ヵ月分の常勤職員の勤務日数、勤務時間の記録（タイムカード・出勤簿等）の写し